

「長野県遊技業協同組合社会貢献活動支援事業」応募要領

1 事業名称

「長野県遊技業協同組合社会貢献活動支援事業」

2 支援資格対象者（団体）の要件

当該活動が非営利の公益活動を目的とし、次のいずれにも該当する団体とする。

ただし、国又は地方公共団体の補助金及び全日本社会貢献団体機構の支援事業（過去に受けたものを含む）を受けているものは除く。

- 長野県内に主たる事業所又は活動の拠点を有すること。
- 現に公益活動を行い、その継続的活動が見込まれること。
- その活動の目的が、政治活動又は宗教活動に当たらないこと。
- 本人及び当該団体の構成員が、暴力団、暴力団関連企業等のいわゆる反社会的勢力と一切関係ないこと。

3 支援対象活動

長野県内において、主に県内に居住している者を対象に実施している事業活動のうち、次のいずれかの事業活動に該当する活動を現に行い、かつ、活動実績があるものとする。ただし、特定の個人や団体の利益を目的とした公益性に乏しい活動、政治活動、宗教活動及び訴訟活動は除く。

- ① 社会福祉活動
- ② 子どもの健全育成支援活動（いわゆるスポーツ少年団活動等は除く）
- ③ 命を大切にする支援活動
- ④ 地域コミュニティ活性化支援活動
- ⑤ 学術・文化振興活動
- ⑥ その他

4 支援額

(1) 支援総額

200万円を超えない額とする。

(2) 支援対象額

1対象あたり、概ね20～50万円とする。

(3) 募集（受付）期間

2018年1月4日(木)から2018年11月1日(木)まで
※ 事務局持参又は締切日消印有効

5 応募方法

(1) 支援申請書等

「長野県遊技業協同組合社会貢献活動支援事業」及び「社会貢献活動事業支援申請書」は事務局の他、長野県遊技業協同組合ホームページの「お知らせ」からダウンロードして入手できます。

なお、郵送を希望される方は、返信用封筒(A4版、120円切手貼付、宛先記載)を同封の上、事務局へ請求願います。

(2) 説明資料等の添付

応募は、「社会貢献活動事業支援申請書」に所用の内容を記載の上、団体等の設立目的、構成員、活動の状況等内容を補完する資料を添付し、応募締切期限内に事務局に「直接持参」するか「郵送」でお願いします。

なお、内容について補足説明を求めることがあります。

(3) 支援決定時期

支援の決定については、2018年12月初旬を、支援金授与式は2019年1月下旬をそれぞれ予定しています。

6 支援事業に関する留意(条件)事項

(1) 支援事業の表示

支援決定後における支援事業の実施に際しては、必ず支援事業対象者のホームページの他、支援対象者が発行するポスター、リーフレット等に長野県遊技業協同組合による支援事業である旨の表示を入れることを条件とします。

(2) 提出資料等の取扱い

提出のあった「社会貢献活動事業支援申請書」及び「補完資料」は採否にかかわらず返却しませんので、あらかじめご了承ください。

7 問い合わせ等

本事業に対するお問合せは、下記事務局までお願いします。

【事務局】

〒380-0936

長野市中御所岡田107-5「長野県遊技業協同組合」

電話026-224-9633 FAX026-217-0551